

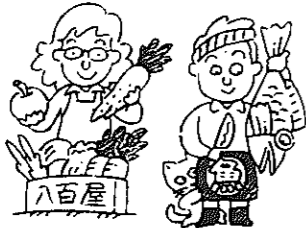
国民年金は、日本国内に住んでいる
20歳から60歳未満のすべての人が加入します

この3つのグループのいずれかに所属しています

国民年金の種類

第1号被保険者

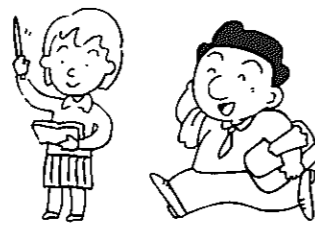
農業、商業などの自営業者や
学生および無職の人など



一人当たり月額13,300円
を納めます。
また、第1号被保険者に限り、
将来より高い老齢基礎年金を受け
取るため月額13,300円に上
乗せして、付加保険料として月額
400円を納めることができます。

第2号被保険者

サラリーマンなどの厚生年金加入者
公務員などの共済組合の加入者



加入している厚生年金と共済年
金から支払われますので、自分で
納める必要はありません。

第3号被保険者

第2号被保険者に
扶養されている配偶者



配偶者の加入している年金制度
で負担しているため、納める必要
はありません。しかし、夫の退職
などで加入の仕方が変わるたびに、
届け出をしなければなりません。

保険料の額

保険料の納入方法(第1号被保険者)

第1号被保険者の保険料の納入方法
は、次の2つの方法があります。

① 自主納付

市から送付する納付書を、金融
機関に持って行き納める。

② 口座振替

金融機関の口座から、自動的に
引き落として納める。

国民年金の前納制度について

保険料は毎月13,300円ずつ納める毎月納付と、
年度始めの4月に12カ月分を一括で払う4月前納の、
2つの方法があります。

納付方法	平成11年度の国民年金保険料
毎月納付 (1月分ずつ 12回納める)	159,600円(定額) 164,400円(定額+付加)
4月前納 (4月に12カ月分 一度に納める)	155,750円(定額) 160,430円(定額+付加)

4月前納は毎月納付に比べると、1年間
で**3,850円**(付加保険料加入の場合
3,970円)の割引になります

市では、自主納付を希望されている人にも、毎年
4月分の納付書は12カ月分を前納できる納付書をお
届けしています。ぜひご利用ください。

「保険料が払えない!」そんなときは「国民年金保険料免除制度」のご利用を

未納	未納にするのと免除を受けるのでは、将来、 年金を受けるときに大きく違いがでます		免除
病気・入院・失業・営業不振 などで保険料を納められない場 合は、保険料の納付が免除され る制度があります。 手続きなどについては、年金 の窓口でご相談ください。	受給資格期間に入りません	年金を受けるための 資格期間には	受給資格期間に入ります
	年金額に反映されません	受け取る 年金額には	免除期間の3分の1が 年金額に反映されます
	2年を過ぎると保険料を納 めたくても納められません	後から保険料を 納めることは	10年前の分までさかのぼって納め ることができ、年金額を増やせま す(当時の保険料に加算額がつく 場合があります)



国民年金は人生のサポーター

国民年金は、国が責任を持って
運営している制度です。

国民年金は
年金を受ける皆さんの
生活を支える制度です

高齢化社会の進む中で、平均寿
命も大幅に延び、老後の生活も長
くなりました。それに伴い、貯蓄
などで老後の生活を送ることはま
ず難しくなってきました。
老後の生活資金を考えると、ベ
ースになっているのは年金収入で
す。平成9年国民生活基礎調査に
よると、公的年金を受給している
「六十五歳以上の世帯」の割合は
九六・五パーセントです。もはや
公的年金なくして老後の生活が考
えられないことが分かります。
国民年金は、だれにでも訪れる
老後を安心して過ごせるよう、世
代間で助け合う制度。日本に住む
二十歳以上六十歳未満のすべて
の人が加入し、国によって運営され
ている公的な年金制度です。長期
的な安定を図って、五年に一度は
給付と負担のバランスなどの制度
の見直しを行い、常に健全な運営
が行われています。
自分の寿命を予測し、計画的に
老後の生活に必要な準備をするこ
とは、なかなかできないものです。
しかし保険料さえ納めておけば、

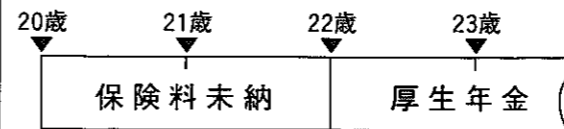
老齢の国民年金は一生受け取る
ことができます。
したがって、国民年金は生涯の
付き合いになる大切なもの。いつ
の時代にも受給金額を下げるこ
のないよう、物価が上がれば年金
額も上がるという「物価スライド
制」がとられています。



国民年金は
老後の備えだけでは
ありません

こんなことになったら大変です

20歳になった学生が、学生免除の申請手続きもせず、
2年間国民年金を納めないで会社に就職しました。
3カ月後に交通事故に遭い、障害が残りました。



交通事故で障害に

この事故による基礎年金は、
受け取ることができません。

*20歳から事故の日(初診日)の前々月までの保険料
納付状況を見ると、未納期間があります。
「未納期間が3分の1以下」または「前1年間に未
納期間がない」という条件を満たしていないため、
障害基礎年金も障害厚生年金も受けられません。

国民年金は老後の年金だけでは
ありません。保険料を納めていれ
ば、万一の事故や病気で障害の状
態になったときは「障害基礎年金」
が、夫(父)がなくなったたりしたら
「遺族基礎年金」が、一定の基準に
より支給されます。
※免除を受けた期間も対象期間と
なりません